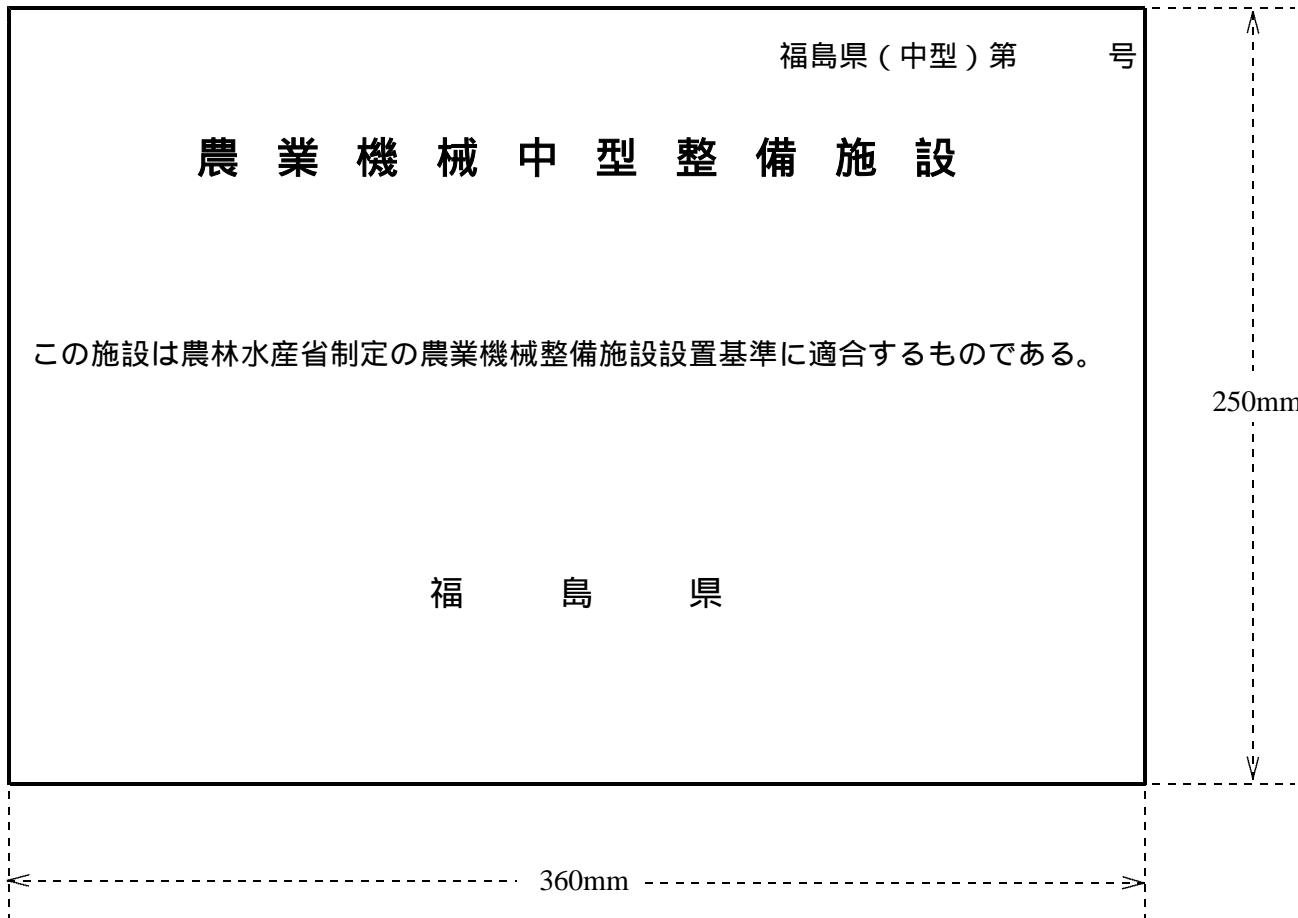


農業機械整備施設の標識



- 注) 1 農業機械整備施設の標識は、図示の例により、上段に福島県の認定番号を、中段に整備施設の分類呼称を表示すること。(例示は中型整備施設に係るものである)
- 2 寸法の単位はミリメートルとする。
- 3 標識は金属製、合成樹脂または木製とする。
- 4 標識の塗装は、黄緑色に黒文字とする。